

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）に関するQ & A【健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等及び各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導関係】

（令和2年5月26日版）

厚生労働省 医政局 歯科保健課
健康局 健康課
健康局 がん・疾病対策課

目次

1 総論

- 1-1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

2 記の第1の1について

- 2-1 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況」とあるが、どういうことか。

3 記の第1の5について

- 3-1 各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

4 記の第3の1について

- 4-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。
- 4-2 「集団で実施するものについては、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として実施を控えること」とあるが、どういうことか。
- 4-3 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

5 記の第3の5について

- 5-1 各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

1 総論

1-1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

（答）

本通知は、「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」で取扱いを変えるようお願いするものではありません。

一方で、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において、3つの分類のそれぞれにおける一般的な感染対策が示されていることから、これを踏まえて対応していただくようお願いします。

2 記の第1の1について

2-1 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況」とあるが、どういふことか。

（答）

地域によって、感染者数や感染者の増加状況などの感染状況が異なるとともに、地域独自の感染拡大防止策を講じている場合もあるため、これらの状況も考慮した上で実施時期等を判断していただきたいという趣旨です。

3 記の第1の5について

3-1 各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

（答）

各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導（①健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法に基づく健康診査等並びに④労働安全衛生法等に基づく健康診断に該当するものを除く。5-1において同じ。）を延期等により受診できない者に対しては、各自治体において、地域における感染の状況や感染防止対策の対応状況等を踏まえつつ、別の機会に受けることができるようにするなどの配慮をお願いいたします。

4 記の第3の1について

4-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域において集団で実施するものについては、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として実施を控えていただくよう要請していますが、これはいわゆる「三つの密」(※)のある場では感染拡大のリスクが高まることから、そのような場所での各種健診・保健指導等の実施を原則として控えていただくよう要請するものです。したがって、「集団」か「個別」については、「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断をいただくようお願いいたします。

※ ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人々が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件

（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更））

4-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういうことか。

(答)

緊急事態宣言の期間内においては、緊急事態宣言の対象地域において集団で実施する各種健診・保健指導等については原則として実施を延期していただきたい旨要請するものです。

また、「原則として」としているのは、必ずしも集団で実施する各種健診・保健指導等につき全て延期を求めるものではなく、地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断いただきたいという趣旨です。

4-3 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

(答)

個別で実施するものについては、「三つの密」の条件がない場において行われるものが前提ですので、各種健診・保健指導等を実施していただくことも可能ですが、その実施の可否については、感染拡大防止の観点を踏まえ検討し、各自治体において、実施機関等と相談しながら判断をしていただきたいという趣旨です。

5 記の第3の5について

5-1 各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

(答)

本Q & Aの3-1と同様の対応をお願いいたします。